



もよおし

救急医療市民講座

健康福祉部長寿健康づくり室
(あいあい ☎84-3316)
市消防本部消防救急室
(☎82-9496)

「救急医療週間」にちなみ、亀山医師会との共催で、救急医療や救急に関する市民講座を開催します。

と き 9月8日(木)
午後2時～4時30分
ところ 亀山消防署北東分署
(長明寺町842-1)

内容

▷講演①

「皮膚科の救急 イザというとき慌てないために」(皮ふ科 野内クリニック 院長 野内伸浩さん)

▷講演②

「当院の救急の検討」
(市立医療センター院長)

▷救急教室

「救急隊活動展示と救急未来予想図」
(市消防職員)

申込期限 9月2日(金)

申込方法 健康福祉部長寿健康づくり室へ電話または直接お申し込みください。



お知らせ

平成28年度コミュニティ助成事業

企画総務部危機管理局
危機管理室(☎84-5035)



(一財)自治総合センターは、宝くじの収益金をもとに社会貢献広報事業を実施しています。

平尾地区自主防災組織では、平成28年度地域防災組織育成助成事業により、バルーン投光器が整備されました。

●(一財)自治総合センターホームページ

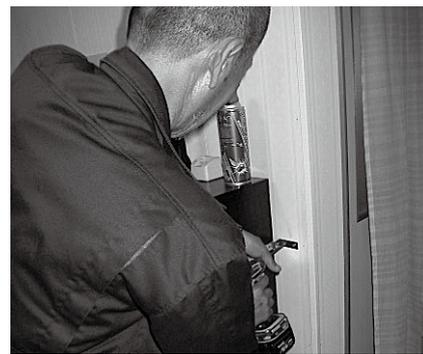
URL <http://www.jichi-sogo.jp/>



家具転倒防止器具の取り付けを行いました

企画総務部危機管理局
危機管理室(☎84-5035)

三重県建設労働組合亀山支部の協力のもと、6月12日、26日に市内の高齢者宅など32軒を訪れ、たんすや食器棚などに家具転倒防止器具の取り付けを無料で行いました。



〈家具転倒防止器具の取付状況〉

大地震により家具の下敷きとなり命を落とす事例も多く、その対策として家具転倒防止器具の取り付けは安価で効果的です。

なお、高齢者世帯や障がい者世帯で器具(金具)の提供を希望する場合は、引き続き無料でお渡します。企画総務部危機管理局危機管理室へご連絡ください。※配布対象世帯など詳しくは、お問い合わせください。



年金だより

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ
国民年金保険料の追納をお勧めします!

市民文化部保険年金室(☎84-5005)、日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認された期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める(追納する)ことができます。

※詳しくは、市民文化部保険年金室または日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

＜手続きなど＞

- ▷追納を行う場合は、市民文化部保険年金室または日本年金機構津年金事務所でお申し込みください。厚生労働大臣の承認を受けた後、納付書が郵送されます。
- ▷承認を受けた期間のうち、原則として古い期間から納付していただきます。
- ▷保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- ▷口座振替およびクレジット納付はできません。